

委員会審査の報告

(9月定例会で委員会に付託された議案等の審査を行いました。)

総務企画委員会

委員長 二宮 淳

◆大洲市職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について

説明 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正を受けた部分休業制度の拡充にあたり、新たに勤務しない形態を追加することや、対象となる非常勤職員が養育する子の年齢要件拡大などを行うもので、これに伴い、大洲市職員の育児休業等に関する条例をはじめとした関係する5つの条例の一部を改正するもの。

問 学校の教職員の場合、部分休業を取ったとしても業務量が減らず制度の利用が難しい現状があると聞いている。今回の改正に際して業務の見直しなども検討されているのか。

答 部分休業などの育児と仕事の両立支援制度については、庁内のイントラ掲示板等を通じて周知を図ることとしており、対象職員の把握とともに、職員の休業による業務の調整については各所属長と連携しながら対応していく。

問 実際には、部分休業を取りたくても、周囲に迷惑をかけるのではないかと考えて遠慮してしまう職員も想定される。こうした配慮について所属内でどのように進めていくのか。

答 個々の所属内に限らず、全庁的に業務の分担や見直し(スクラップアンドビルド)を進めるようにしており、効率的な組織運営を目指し対応していきたい。

問 制度運用における有効性をどのように把握するのか。

答 育児休業等の利用状況を注視しながら、より柔軟な働き方が可能となるよう相談体制を含めた検証を進めていきたい。

要望 部分休業を取得した本人や周囲が気まずさを感じることはないよう、理解と協力が得られる環境づくりに努めてもらいたい。

◆大洲市投票管理者等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について

説明 本年6月4日に国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律が改正され、投票所における投票管理者等の基準報酬額が引き上げられたことを受け、本条例の一部を改正するもの。

問 投票管理者等の報酬について従事時間に応じて支給する規定を設けるとのことだが、その場合の依頼方法はどうなるのか。

答 基本的には1日単位で依頼することとしており、例えば、やむを得ず午前と午後とで交代する場合などに、従事した時間に応じて報酬を支給できる規定を追加するものである。

問 選挙によっては開票立会人が夜遅くまで従事することもあるが、その場合でも報酬額は一律なのか。

答 時間による加算などの規定はなく、あくまでも従事いただいたことに対して規定の報酬を支給するものである。

《令和7年度大洲市一般会計補正予算》

◆離島航路運営事業費貸付金について

説明 離島航路の運航を担っている青島海運有限会社の経営安定を図るため、従来の民間金融機関からの短期借入れから、市による無利子貸付へと変更するもの。

問 貸付額4,000万円は定額として貸し付けるのか。また、その返済は確実に履行されるのか。

答 これまでの借入れ実績等を踏まえ、貸付の上限額を4,000万円と見込んでいる。返済については、市の補助金を年度当初に概算払いで交付することに加え、国の補助金は3月中に青島海運有限会社へ直接支払われることから、借入金は国の補助金受入れ後、速やかに全額返還される予定である。

問 借入れ先の変更によって具体的にどの程度の利息軽減が見込まれるのか。

答 過去10年間の民間金融機関への平均支払い利息は年間約77万円であったことから、この額程度が軽減される見込みである。

問 現在、一時的な船員不足による運休が発生しているとのことだが、今後の安定した経営や運航体制の確保には担い手の確保が重要ではないか。